暴言・暴力・迷惑行為への対応及び 院内撮影の禁止について

● 暴言・暴力・迷惑行為への対応及び院内撮影の禁止について

当院では、暴力の予防と対策を推進し、暴言・暴力が発生した場合は被害職員を守り、 組織的対応をする事としています。

次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退院や退去を命ずるあるいは警察介入を 依頼することがありますので、予めご了承いただくと共に、ご理解とご協力をお願い致します。

- 1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院職員に迷惑を及ぼすこと(尊厳や人格を傷つけるような行為)
- 2. 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
- 3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること(必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等)
- 4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
- 5. 正当な理由もなく病院に立ち入り、長時間とどまること
- 6. 医療従事者の指示に従わない行為(飲酒・喫煙・無断離院等)
- 7. 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
- 8. 謝罪や謝罪文を強要すること
- 9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
- 10. その他、他の病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

【参考】暴力被害から医療従事者を守る法律

医療従事者や患者に対して殴る・蹴る胸倉をつかむ等の暴力行為をする <刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力考により負傷させる <刑法 204 条 傷害罪>

院内の設備や備品を破壊する <刑法 261 条 器物損壊罪>

医療従事者や患者に暴言を浴びせる <刑法 231 条 侮辱罪>

わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する <刑法 234 条 威力行為妨害罪>

「お前ら許さないぞ」等脅迫暴言を吐く <刑法 222 条 脅迫罪>

医療従事者に物を投げつける等の行為をする <刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力行為により負傷させる <刑法 204条 傷害罪>

土下座させたり、謝らせたりする 〈刑法 223 条 強要罪〉

正当な理由がないのに病院に侵入し、退去勧告にも従わない <刑法 130 条 住居侵入罪・不退去罪>

許可なく院内での撮影や 録音、SNSなどへの 投稿は禁止します。



患者や職員のプライバシー、および院内における 個人情報保護のため、<u>許可なく院内での撮影や録</u> 音、SNSなどに投稿する行為を禁止します。

- ◆撮影および録音等を希望される場合は、病院職員までご相談ください。
- ◆無許可での撮影、録音、SNSなどへの投稿が発覚した場合は、 しかるべき措置を講じます。

病院長